

10. 総括

岡山県立大学保健福祉学部保健福祉学科 小畑 千晴

人が他者へ向ける愛情の中に、攻撃性が含まれていることはあまり知られていない。

ストーカー行為は、好意を抱く相手に対する病理的行動の1つである。その4割が元交際関係の間柄で起こり、1割以下が面識のない相手に対して行われる。つきまとい行為、嫌がらせ、乱暴な言動など、愛情と理解するには受け入れがたいものさえ、そのすべては相手への好きな気持ちを根底にした感情の結果である。

警察庁によれば、ストーカー行為に関する相談は2万件を推移し、身近な社会問題となっている。「ストーカー総合対策」を踏まえ、我々が立てた官学共同研究の課題は、第一に被害の最も多い20代の若者を対象にした実態調査、第二に加害者の抱える問題に注目し、なぜストーカー行為に至ったか心理過程について迫るための加害者面接、第三にストーカー一加害予防を念頭にした若い世代の親密関係に関する意識調査の実施である。

徳島県内のストーカー被害実態調査では、7人に1人の割合で被害実態が明らかとなり、加えて22.1%が自分の身近な人にストーカー被害経験があると回答、ストーカー事案が若い世代で身近な問題である現状が浮き彫りになった。また同調査では、警察への相談に対する数居の高さとともに、自分がストーカー被害にあっているかどうかわからないとの声が高いことを受け、徳島県警独自の「ストーカー被害防止テスト」を作成し、ストーカーの判断基準とともに、県内の居住地域に応じて、自分がどこに相談すればいいのかについてわかるよう提示した。

加害者面接では、研究に同意していただいた10人の方からストーカー行為に至った経緯、当時の気持ちなどを伺った。元交際相手へのストーカーの場合には、二人の出会いから良好な関係時期の様子、また別れを告げられたことを契機にどう自分の気持ちに変化し、ストーカー行為に至ったのか、関係のない人へのストーカー行為の場合にも、それに至った経緯を心理面に焦点を当てて話していただいた。面接内容の分析、事件概要、そして担当警察官、および研究者間での幾度にも及ぶ議論の結果、ストーカーの2つのパターンとその心理過程について提示した。面接を通じて感じたことは、一Dtype ストーカーの場合、ストーカー規制法によって加害行為を行い、相手を傷つけた許されない行為であるものの、相手が自分にとって必要で大切な人を失いたくないという思い故の行為であり、喪失感を抱いたままの人が少なくなかった。また、一Ptype ストーカーでは、交際関係がない、見知らぬ相手や知人に対して行われていた。相手に意志を確認していないにも関わらず、どこまでも相手も自分のことを好きに違いないと信じつづける人、自分の行為に悪気がない人がいる一方、警察から注意を受け、ストーカー行為を続けた場合の結果を理解しているが、止められない自分自身に疲弊した人もいた。

今回得た知見には、まだ多くの課題が残されているが、ストーカー事案といってもその

発生過程には理由があり、場合によっては気持ちに一定の理解と配慮を示すケースも含まれるように感じられた。治療に向けた取り組みを推進していくなか、相手に応じた働きかけが現場で対応する警察官には求められる。事案によって適切な理解と対応ができるために、引き続き検討していく予定である。

ストーカー行為の予防に向けた親密関係に関する意識調査では、若者の傾向を一定程度明らかにすることができた。とりわけ、自分が交際相手にすることが「許されない」と思っている行動でも、相手から望まれたら応じると回答した割合が、すべての質問項目で高いことが明らかになった。相手から自分のスマートフォンをチェックされること（34.8%）、GPS をインストールされること（25.9%）、相手が自分の行動を何でも知ろうとすること（40.4%）などを構わない等の回答結果からは、過度に密着した秘密のない関係性を望む傾向があると推察する。そして、この背景には、相手の要求を受け入れなければ、親密な関係性を維持できないのではないかという不安の表れがあると考えられる。恋愛関係において一定程度その要素は含まれるものの、ストーカー加害行為の誘因にもなりうる意識行動である。今後、本調査結果を踏まえ、教育機関としては親密関係の在り方とともに、ストーカー行為やDVなどの意識啓発を取り入れたプログラムを実施していくことが課題である。

3年におよぶ官学共同研究の成果は、いずれも貴重な結果をもたらし、ストーカー事案の理解と今後の対策に一定の寄与ができうるものと考えている。これもアンケートにご協力いただいた徳島県内の教育機関の皆さまをはじめ、面接調査に協力いただいた方々のお陰である。

研究の調査の対象とした若い世代は、未来の日本を担う貴重な存在である。社会の基礎は家族であり、親密な二人の関係性が家族を作る第一歩でもある。その関係性のあり方が次なる社会を左右すると言っても過言ではない。ストーカー行為は犯罪としての行為に焦点を当てるだけでなく、大切な人との関係性、人と人との繋がりを考える重要なテーマである。本結果がバトンとなり、様々な場所で発展していくことを期待する。

最後に、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令のため、5か月程度研究を中断せざるえない期間も生まれた。それにも関わらず当初の課題を遂行できたのも、徳島県警察本部の全面的な協力によるお陰である。研究計画作成の段階では、牛田英樹指導官に大変お世話になった。吉田広樹指導官、光永啓之指導官、喜田薫課長補佐には、各年度中心的な役割を担われご尽力いただいた。心より深く感謝申し上げる。

ストーカー行為は、決して一部の異常な人たちの理解不能の行動ではない。本研究は、対象者の実に7人に1人が被害を体験していること、ストーカー規制法に触れる可能性がある行為を許容してしまう人が決して稀ではないことなどを明らかにした。ストーカーの芽は誰の心にも存在するのである。

その芽は、恋愛や別離といった人生の危機場面において顕在化しやすい。そして、当事者の人格や関係性、置かれた立場や状況など、様々な条件次第では、悪循環的にエスカレートしてゆく。ついには本人自身にもコントロールできなくなり、被害者の人生は勿論、加害者の人生も大きく狂わせてしまう。私たちは、芽を芽のままに終わらせなければならない。

この意味で、予防啓発活動の重要性は非常に高いと言える。本学においては、授業時間を利用して本研究の報告会を通算3回実施したが、初回以降、教員が学生からストーカー関連の相談を度々受けるようになった。教員による指導で終結するケース、警察への相談が必要なケースなど様々ではあるが、何れも従来「恋愛関係の中の些細なトラブル」「好意が強いあまりの行きすぎ」などとして、あまり問題視されなかった暗数が、顕在化してきたものと思われる。児童虐待やDVと同様、加害者のみならず、ともすれば被害者や周囲の者までもが、そのような過小評価をしがちなところに、この種事案の恐ろしさがある。

本研究に関わる中で、私はストーカー行為と否認との関係の強さに気付かされることが多かった。否認とは端的に言うと、「そこにある事実や自分の感情を認めない」という心の動きである。高齢者が自らの運転の危なさを認めない時、アルコール依存の患者が酒はいつでも止められると主張する時などに働いているのがこの否認である。

ストーカーの加害者は、被害者からの拒絶を否認する。「拒絶は仮初のもので、自分の気持ちが伝わったらやり直せる」と信じようとする。また、加害者は被害者への愛着を否認する。「貢いだ金を返してほしいだけ」「別に好きではないが、こちらにも意地がある」などと主張する。そして自分の苦痛すら否認する。「他のことは全て順調にいつている」「相手が謝罪すれば、全て解決する」と言い張る。そうすると、「好きではないし、拒絶されてもいない相手に死に物狂いで付き纏っているが、万事順調である」という奇妙奇天烈な状態を正当化しなければならない。しかも、否認というのは～何を否認するかが全く分からなければ不可能であり～否認する対象を薄々認識できていることが前提である。そして、その「薄々認識できていること」は否認を常に脅かす。したがって、否認は何度も何度も反復する必要がある。

否認を繰り返す中で、客観的な現実の認識も、自分の感情の理解も加速度的に歪んでゆく。自分が本当に何をしたいのかも分からなくなってくるので、目標を達成したり、満足したりすることは不可能である。「金返せ」「謝れ」「苦しめ」などと叫んで被害者に付き纏

うだけのゾンビのような存在になってしまう。別離というのは本来、人間を成長させる大きな機会であるが、その機会をみすみす腐らせてしまうのが、このストーカーという行為である。この破壊的で不毛な行為を少しでも減らすために、我々はその本質についてもっと知らねばならない。本研究がその一助となれば幸いである。

ストーカー事案や配偶者暴力事案等を含む恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、認知当初は比較的軽微な事案でも、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある事案です。徳島県警察では、平成 29 年に改訂のストーカー総合対策に示された、被害者等の心身の健康を回復させるための方法、ストーカー行為等に関する調査研究、ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進を図っていくため、平成 30 年 5 月、徳島文理大学とストーカー行為等の調査研究を行う協定を締結しました。そして、とりわけ被害者が多いとされる 20 代の若者世代を対象にした被害実態調査や対人関係に関する意識調査、実際の加害者を対象とした性格類型調査など、官学連携が成せる調査研究を開始しました。

被害実態調査では、被害者と加害者との関係性について調査を行ったところ、「交際相手ではない学校関係の友人・知人」や「元交際相手」といった身近な関係にある人物が、全体の 4 割を越える結果となりました。こうした関係性は、被害意識が希薄で事案を過小評価してしまうことで警察等への相談に至らない場合もあり、これを裏付けるかのように、同じ実態調査において、警察に通報・相談した人数を調査したところ、「小さな出来事だから」「プライベートで個人的なことだから」などの理由から、被害を受けた 134 名のうち、実に 8 名しか通報等をしていなかったことが判明しました。対人関係に関する意識調査では、通話履歴や SNS をチェックされること、GPS アプリをインストールされること、関わりを制限されることなどを許容する人が一定数いることが明らかとなり、過度な束縛を受け入れようとする若者の傾向が見て取れ、犯罪に巻き込まれるリスクが高いにもかかわらず、通報等をせずに事案が潜在化してしまう実態が認められました。また、こうした実態からは、若者世代がスマートフォンやタブレットなどの性能を充分に使いこなすことができる反面、時として、犯罪に抵触する、あるいはその切っ掛けとなるような取扱いを、自覚のないまま利用している傾向があると認められました。以上の各種調査結果からは、まずは被害に遭っていること、あるいは加害行為に及んでいることを自覚させるための予防教育を推進していくとともに、警察が身近にあり気軽に相談ができることを知ってもらうための広報活動等を推進していくことが必要と考えられます。

警察では、ストーカー事案を認知すれば、検挙措置を講じるなどして加害者を物理的に隔離し、それができない場合でも、速やかに口頭での指導を行う、あるいはストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等を行うことで、以後の加害行為の沈静化を図りながら、被害者やその親族を避難させるなど、被害者保護を最優先にした取組を行っているところです。しかし、加害者の中には、執拗で粘着質な性格の者もあり、いくら検挙措置を講じても再犯を繰り返すなど、真の事案解決には至らない場合もあります。対人関係に関する意

識調査でも、一定の回数であれば、交際相手と別れてからも押し掛けや待ち伏せは許されると回答するなど、自身の行為についての問題意識が希薄な若者がいることが分かり、再犯を繰り返すひとつの要因とも考えられました。そして、再犯を繰り返さないために行われているのが、精神医学的・心理学的アプローチから加害者の更生を促す取組です。この取組は、ストーカー事案で検挙や警告・禁止命令等の措置を講じた者や被害者への執着心が強くつきまとい等を繰り返すおそれのある者に対して、被害者への執着心や支配意識を和らげ、被害者の安全を確保するためのものであり、対象となる加害者には、現状、担当警察官が治療やカウンセリングの働きかけを行っているところではありますが、警察官のなかには、真に必要なにもかかわらず、治療等に理解を示さない加害者への働きかけに、苦慮された者がいるかもしれません。

今回の調査研究では、加害者の性格や心理面を調査・分析し、いかにして精神医学的・心理学的治療等に繋げていくことができるのかというところにも着目して進めてきました。分母となる実施人数は決して多くはありませんが、加害者の面接や心理検査を行い、結果として、ストーカー加害者を2つのパターンに分類することができたところであり、この2つのパターンを知ることは、警察官が、加害者の性格、言動の理由や目的を理解するうえでの一助になり、スムーズに治療等の働きかけができるのではないかと思います。

ストーカー規制法は、平成12年に施行されて以来、重大事件の発生や変化する社会情勢に即した法律改正を遂げており、本年度は、実に法律施行後20年の節目を迎えました。こうしたなか、昨年7月には、GPSを用いた元交際相手等の動静を観察する行為に関して最高裁で新たな判決がなされたわけですが、今回の調査研究では、交際相手とのGPSアプリのインストールに関する許容実態についても触れ、若者世代のGPSアプリに関する考え方が、何らかのトラブルに巻き込まれる要素を含んでいることが分かりました。このようにストーカー事案は、その時代に反映した形で被害者等に襲いかかってくるものではありますが、被害の未然防止・拡大防止に努め被害者等を保護する我々の基本理念は変わらないものであり、3年にわたる徳島文理大学との調査研究が、この基本理念に生かされ、ストーカー被害のない社会づくりの醸成に役立てていくことができればと考えています。